

令和5年度 下條保育所利用希望者説明会



日にち … 令和4年12月2日(金)

時間 … 午後7時

場所 … 下條保育所 ゆうぎ室

1. 保育所とは

保育所とは、家族が働いている、病気であるなどの理由から家庭で保育ができない場合に、お子さんを保育する児童福祉施設です。

保育所での保育を希望する場合は、父母それぞれの「保育の必要な理由」がわかる証明書などを村へ提出する必要があります。保育所の申込み方法や利用者負担（保育料）などは法律の定めに基づいています。

2. 入所基準について

次の要件をすべて満たしている場合に、保育所へ入所を申込みことができます。

受け入れ年齢は満1歳～満5歳を基本とし、

- ①児童の住所が下條村にあること。
- ②児童の保護者(父母)が別冊・参考資料「◎入所基準と保育の必要な状況を確認するための書類について」に記載のいずれかの理由に該当する場合。
- ③3歳未満児の場合、おおむね離乳食が完了していること。

※0歳児クラス(4月1日時点で0歳、入所時点で満1歳を過ぎているお子さん)については、入所前に所長、栄養士が食事の様子の確認をいたします。

☆育児休業終了による職場復帰・保育の利用を予定している保護者の方へ

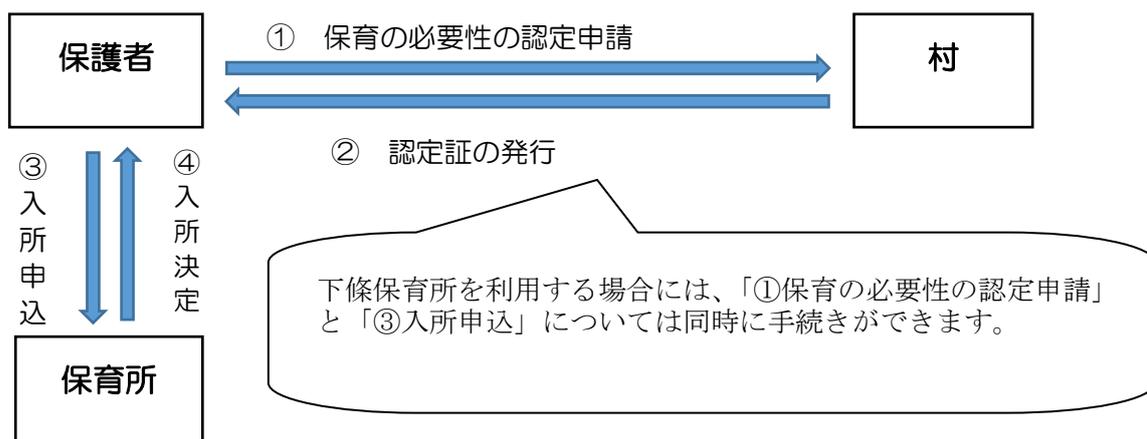
お子さんの離乳食の状況や入所児童数等により、ご希望の時期に保育所が利用できない場合がございます。

その際には、通常の入所申込手続きを行っていただいたうえで、村から入所保留通知を発行いたします(この通知は、職場での育児休業延長手続き等で必要になる場合がございます。)

その後、入所のめどがたちましたところで、正式な入所決定を行い、入所準備・ならし保育の実施等をいたします。

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

3. 保育所の利用の流れ



保育所等の利用を希望する場合は、まず村に申請を行い「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」とは・・・児童の保護者が入所要件に該当するために家庭での保育ができず、保育所等での保育が必要であると認められる家庭に対し、村が認定するものです。

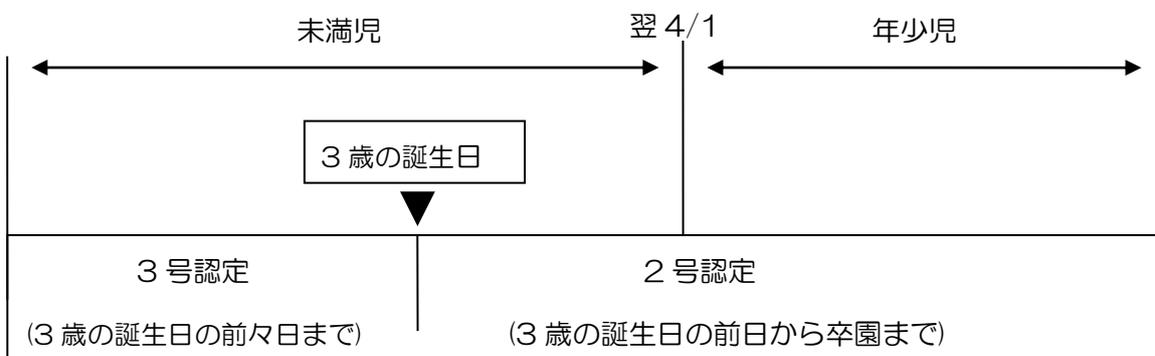
教育・保育認定の認定区分

保育の利用希望の有無や子供の年齢によって3つの認定区分に分けられます。

- ① 1号認定(教育標準認定)・・・幼稚園等での教育を希望する3歳以上の子ども
- ② 2号認定(保育認定)・・・保育を必要とする3歳以上の子ども
- ③ 3号認定(保育認定)・・・保育を必要とする3歳未満の子ども

※保育認定は4月1日の年齢を基準とします。

※未満児の場合、3歳に到達する年度については、年度の途中で3号認定から2号認定へと切り替わりますが、保育料は変わりません。



認定期間

認定期間は、3歳以上児は認定日から小学校入学前まで、3歳未満児は認定日から満3歳に達する日の前々日までのうち、必要な期間となります。

ただし、

- ・3歳未満児・・・年度単位(4月1日～3月31日まで)
- ・妊娠中、出産後の利用・・・出産月の前後3カ月のうち必要な期間
- ・求職活動による利用・・・入所日から90日目の月の末日まで
- ・育児休業取得時に既に保育所を利用している児童がおり、継続利用が必要と認められる場合・・・育児休業の対象となる児童が1歳に到達するまでの期間（※この事由による受け入れは3歳以上児のみ）

といたします。

また、このほかの事由についても、家庭の状況の変化に応じて、認定期間が変わります。

保育時間

1カ月の就労時間等によって「保育短時間」と「保育標準時間」の2つの区分に分けられます。そして、保育の認定申請の際に提出していただいた書類をもとに、どちらかの保育時間の区分に認定されます。

「保育短時間」・・・1日最大8時間までの利用

※8時間を超える場合は延長保育料がかかります。

「保育標準時間」・・・1日最大11時間までの利用

保育短時間に区分される事由	保育標準時間に区分される事由
<ul style="list-style-type: none">・就労(共働き世帯で、両親のいずれか又は両方の1ヶ月の労働時間が64時間以上120時間以内)・求職活動・育児休業中であって保育の必要が認められるとき	<ul style="list-style-type: none">・就労(共働き世帯で、両親とも1ヶ月の労働時間が120時間以上)・妊娠中、出産後・災害復旧・虐待、DVのおそれがある場合

※上記以外の事由による保育所の利用の場合は、家庭の状況に応じて、どちらかの時間区分に認定されることとなります。

なお、保育標準時間に区分される事由に該当する方でも、保育短時間を希望する場合には、その旨を申請書に記載していただくことで、保育短時間の区分で認定を受けることができます。保育短時間に区分される事由に該当する方が、保育標準時間を希望することはできません。

入所期間

3歳以上児・・・入所～小学校入学前の年度末まで

一度入所すると、毎年度の入所申込みは不要です。

※年に一度、ご家庭のご様子をお伺いする「現況届」の提出をお願いします。

3歳未満児・・・入所～その年度の年度末まで

年度単位の入所となるため、毎年度入所申込みが必要です。

4. 提出書類について

①支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳…（入所児童1人につき1枚）

- ・申請書の「①世帯の状況」について

世帯分離している場合も、同居(同一敷地内居住も含む)している家族全員分を記載してください。

単身赴任等で同居していない家族がいる場合も氏名を記載し、右側備考欄に別居の旨と理由(「別居(単身赴任中)」など)を記載してください。

- ・申請書の「②利用を希望する期間」について、

(3歳未満児) 令和5年4月1日～令和6年3月31日までのうちの希望する期間を記入してください。

(3歳以上児) 令和5年4月1日～令和8年3月31日(小学校就学始期)に達するまでのうち、利用を希望する期間を記入してください。

- ・申請書裏面のお子さんの健康・発育状況について記入してください。

②必要書類（添付書類）

申請理由によって必要な書類が異なりますので、記入例と併せて、別冊・「◎入所基準と保育の必要な状況を確認するための書類について」をご確認ください。

③口座振替依頼書(新規入所の未満児のみ)

今までに保育所を利用したことがない、または保育料の口座振替を利用したことがないご家庭につきましては、ご提出ください。

3歳以上児は保育料が発生しませんので提出は不要です。

5. 今後の日程

◎申請書の提出について

- ・受付期間 令和5年1月6日（金）まで
- ・受付場所 下條保育所（平日の午前8時～午後5時15分）

※来年度、年少・未満児で保育所を利用希望の方は提出をお願いします。

※年度の途中から入所を希望される方については、入所希望月の3か月前から申込書の受付をいたします(例：令和5年8月～希望→令和5年5月から受付)。

ただし、3歳未満児については、例年入所希望者が多い状況です。希望者数の把握のため、保育の利用が見込まれた時点で、あらかじめご相談をいただきますようお願いいたします。

◎認定証の送付について

保育の必要性の認定申請をされた方に対しては、原則30日以内に支給認定を行い、認定証を送付します。ただし、申請が集中する時期においては、審査に時間を要するため、この限りではありません。

来年度4月入所の申込みの方の認定証は、2月上旬頃に送付予定ですのでご承知おきください。

◎新入園児(年少)の一日入園（入所説明会）

入所決定通知の送付時(2月上旬頃)に再度お知らせいたします。

期 日	令和5年2月10日（金）
場 所	下條保育所 ゆうぎ室
時 間	午前9時30分～11時頃まで
内 容	・入所に必要な用品注文 ・保育所の説明等
持ち物	大人・・・筆記用具、スリッパ 子ども・・・上履き

◎3歳未満児の面談・ならし保育

面談・ならし保育の実施隊長となるご家庭へは、入所決定通知の送付時(2月上旬頃)に実施日程をお知らせいたします。

そちらをご覧ください、個別に保育所へ予約をしていただきますようお願いいたします。

6. その他

- 妊娠・出産、求職活動理由での未満児保育希望者の場合は、定員を踏まえ、個々に入所調整をさせていただきます。
- 年度途中入所の場合、仕事復帰日等、予定が決まっている方から随時受付を行います。利用希望のある方は早めの申込みをお願いします。特に、3歳未満児については定員に達し受け入れができない場合もありますので、お早めに保育園へご連絡ください。
- 状況によっては入所時期を遅らせていただいたり、村外の保育所への入所をご検討いただいたりすることがあります。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

7. 利用者負担（保育料）について

◎3歳以上児（年少以上）の保育料について

令和元年 10 月より、法改正により全国一律で3歳以上児の幼児教育・保育の無償化を実施しています（副食費も無料）。

ただし、利用時間に応じ延長保育料は発生しますのでご承知おきください。

◎3歳未満児の保育料について

- 利用者負担額は父母の市町村民税所得割額、保育時間に応じて算定されます。ただし、両親以外の同居家族が入所児童またはその父母・兄弟姉妹を税法上の扶養としている時は、「両親の税額+その家族の税額」によって決定されます。

- 毎年4月と9月に利用者負担（保育料）の算定を行います。

4月～8月は令和3年度の税額、9月～3月は令和4年度の税額で利用者負担の算定を行います。4月・9月の算定時に、利用者負担額決定通知書を発行し、その金額に基づいて、利用者負担額を納めていただきます。

◎利用者負担の納入について

• 口座振替により納めていただきます。来年度新たに保育所を利用になる保護者の方は、申込書に併せて「口座振替依頼書」を提出してください。

- 口座振替日は毎月25日になります（25日が土日祝日の場合は翌営業日）。
- 25日に引落しができなかった場合は、翌月5日（5日が土日祝の場合は翌営業日）に再振替をさせていただきます。預金不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

口座振替の可能な金融機関

八十二銀行 飯田信用金庫 JAみなみ信州 ゆうちょ銀行

○下條保育所の開所時間について

開所時間 平日…午前7時20分～午後7時

土曜日（第1・3・5）…午前7時20分～午後6時

土曜日（第2・4）…午前7時20分～午後1時30分

※開所時間は、通常の保育時間と延長保育に分けられます。延長保育の利用には利用料が発生します。

◎下條保育所の保育時間

保育認定	曜日	時間
保育短時間	平日	午前8時00分～午後4時00分
	土曜日	第1,3,5 午前8時00分～午後0時30分 第2,4 午前8時00分～午後0時30分
保育標準時間	平日	午前8時00分～午後7時00分
	土曜日	第1,3,5 午前8時00分～午後6時00分 第2,4 午前8時00分～午後1時30分

◎延長保育について

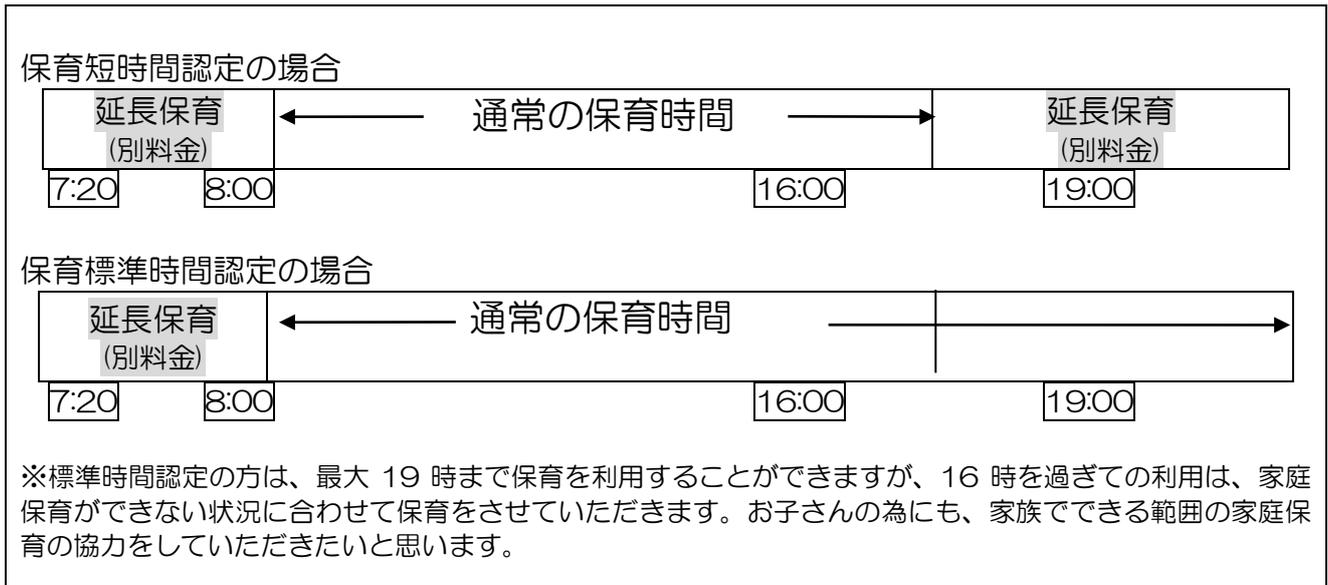
保育認定	曜日	時間	
保育短時間	平日	午前7時20分～ 午前8時00分	午後4時00分～ 午後7時00分
		第1,3,5 土曜日	
	土曜日	午前7時20分～ 午前8時00分	午後0時30分～ 午後6時00分
		第2,4 土曜日	
保育標準時間	平日	午前7時20分～午前8時00分	
	土曜日	午前7時20分～午前8時00分	

◎土曜保育・延長保育については、事前の申し込みが必要になります。

（両親の就労等で家庭保育ができない状況での保育利用になります。）

◎交代制勤務（早出遅出含む）・土曜出勤・休日が不定休の方で、延長保育・土曜保育を希望される場合は、確認のため、勤務時間が分かる勤務表の提出をお願いします。

【参考】平日の保育時間、延長保育



※延長保育料（100 円/30 分）

○子育て支援について

- 子育てに関する相談を受けることができます。

いつでも結構です。お気軽にご相談ください。

- 未就園児

就園前の子供さんに月 1 回（7 月～3 月）園を開放して子どもさん、お母さん方の交流の場としています。

- 一時預かり

保護者の都合や疾病等により、緊急に保育が必要なとき、保育所に入所していないお子さんを一時的に保育所でお預かりします。（要相談）

- 統合保育

障がいをもっているお子さんも他の子ども達と一緒に生活することにより、共に育ち合いが出来る様に保育を行います。

保育指針が、平成30年度から改訂されました。

改訂で重要視されている点の一つとして非認知能力があげられています。

非認知能力＝IQでは測れない心の力で、子どもが育っていく中で大変重要とされ、今まで保育園としても大切にしてきました。

※非認知能力は遊びで育つ

非認知能力は2つに分かれ

自分に関わる力

自尊心・自己肯定感

自立心・自制心

自信など

他人に関わる力

協調性・共感力

思いやり・社交性

道徳性など

幼児期の時に身につけておくと、将来幸せな生活を送ることができる

※乳幼児期に「心の土台」をしっかり作る

おもしろがって遊ぶことで
様々な力が身に付く

「学ばせる」のではなく、遊ぶ
ことで自分で身に付けていく

非認知能力を高めるために

夢中になって遊ぶ条件、
安心感を持てる環境

おもしろがって、一生懸命
取り組む体験が必要

やりたいという気持ちが
「遊びの質」を高める

園では、夢中になって遊ぶ条件、安心感を持てる環境に心がけています

※子育てポイント

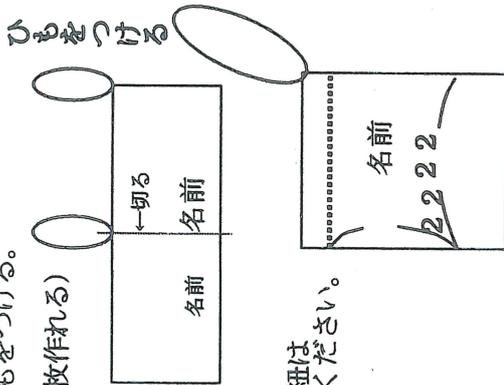
- ・難しいときでも正解を求めず、共感するだけでよいのでは。
- ・失敗を通して子どもは学ぶ。親は先回りせずじっくり構える。

入園に際しての準備用品

※記名は白い布に大きく分かりやすく書いて真ん中に付けて下さい※
寸法は目安ですが、記入寸法より小さくならないようにして下さい。

☆お手ふき

タオル半分の大ささでひもをつける。
替えを用意しておく。(2枚作れる)



※ハンドタオルでも無地なら可

☆コップ袋

なるべくこわれないもの。
コップを入れやすい様に紐は
一箇所から出すようにして下さい。

☆歯ブラシ

幼児用

☆弁当箱

アルミ製、ゴムバンド

☆弁当袋

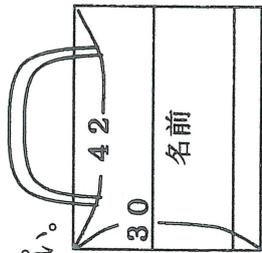
自分の弁当が入る大きさ。

止めるところはマジックテープで付けて下さい。

☆着替え

・下着一式・上下服・靴下
(二枚ずつ入れて下さい。季節に合わせて入れ替えをする。)
上記の物がゆつたりと入る大きさにして下さい。
(寸法は目安にして下さい。)

持つ所をあまり長くすると引きずって
しまいますので、少し短めにして下さい。
名前は袋の真ん中に大きくつけて下さい。

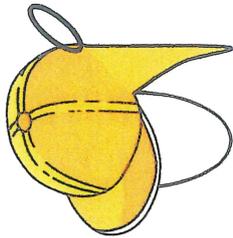


☆上履き 履きやすい運動靴(紐靴不可) ※光るものは上・下靴共に不可
子供がかかるよう、目印を付け、かかとの部分に大きく名前を記入する。
☆上履き袋 靴に合わせて、少しゆるめにして下さい。
靴のサイズは大きくなくてゆくので大きめにして下さい。
靴を洗っていただいたくので持ち運びます。

☆靴下 色違いの糸で、名前を縫い込むか、油性マジック
でしっかりと記名して下さい。(落とし物NO.1)

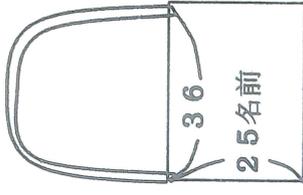
☆新園児服 左胸(着用時)に白布を付け名前を書いて下さい。

☆カラー帽子
・帽子をひっかけられるように、ひもを付けて下さい
(カラー一部分)
・氏名を記入して下さい。



☆通園バッグ

絵本などをを入れて運びます。
小さいと絵本が入りません。
肩に掛けられる紐を付けて下さい。



☆☆午睡布団

・敷き布団・掛け布団・毛布・タオルケット
子供が持ち運びしやすいため、あまり重くならないように。
(名前は白布を当てて大きく記入して下さい。)
(掛け布団は布団の真ん中、敷布団は左上に記名)

☆購入していただく用品

- ・帽子(黄色)
- ・カバン
- ・園児服(夏、冬)
- ・カラー帽子
- 業者 豊島屋
- 業者 豊島屋
- 業者 ダイシン
- 業者 原図書教材

子供のすべての持ち物に名前をきちんと付けて下さい。
最近物が豊富のため、次から次へ新しい物を買ってしまいう傾向があり
忘れ物しても、又、落とし物をして、その物を探して大切に
使うという心が薄れているようです。
お母さんのちよつとした心掛けが、子供達の大事なしつけになります。

《お願い》

①準備品の生地は無地のものをお願いします。

(キルティングでも薄地の布でもよいですが、蛍光色は避けてください。)

無地の布でご用意いただくもの

お手拭・コップ袋・お弁当袋・着替え袋・上履き袋・通園バック

- ・午睡布団のカバーは柄があっても良いですが、眠る時に使用するものですので、原色や蛍光色でないものがよいかと思います。
- ・カラー帽の紐をつける場所は、帽子と日除けの切り替えのところに付けてください。
- ・持ち手や紐は無地の布または市販のカラーテープでも良いです。
- ・飾りポケットは付けても良いですが、フリルなどの装飾はしないでください。

②準備用品の名前について (別紙参考)

- ・保育所に来る時に持ってくる物、身に付けているものすべてに大きく記名をしてください。
- ・準備用品の記名は、指定の場所に白い布を付けて大きく書いてください。
- ・保育所では、お子さんの所持品を置く場所には、一人ずつマークを決めて分かるようにしてありますので、準備用品にその他のマークや柄は付けないでください。

③その他

- ・園児服、帽子、カラー帽子、かばん、連絡帳には、記名のみにして下さい。その他のシール等は付けしないでください。
- ・園児服のボタンが無くなってしまった時は予備がありますので保育所にお知らせください。

<ハブラシ・コップ袋>

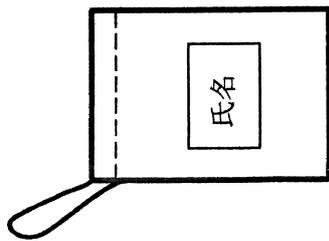
<通園バッグ>

<着替え袋>

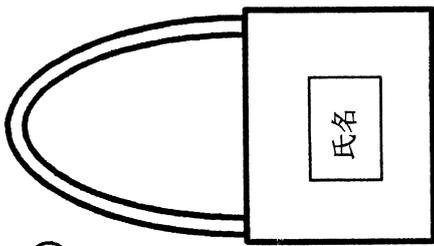
<上履き袋>

別紙

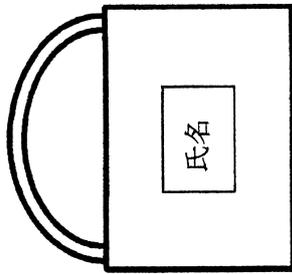
①



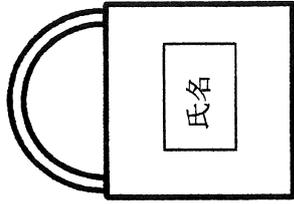
②



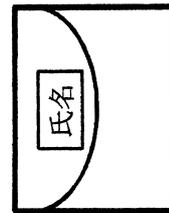
③



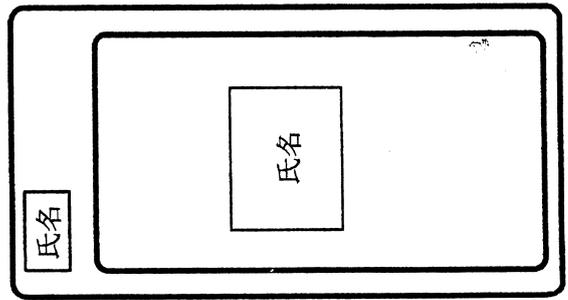
④



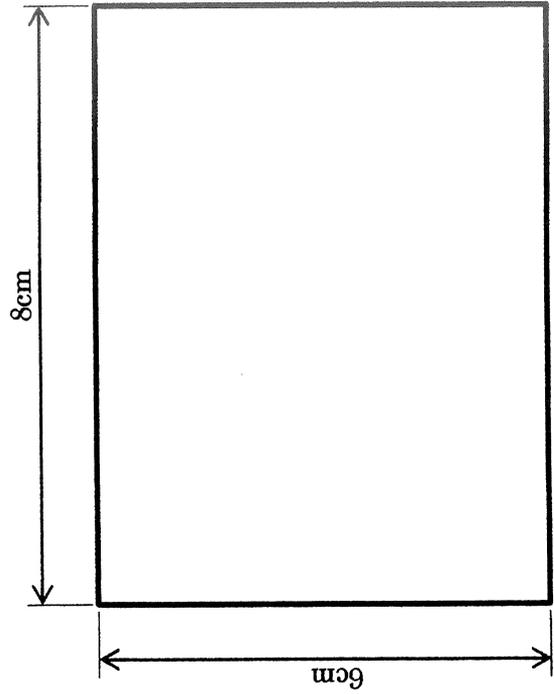
<弁当袋>



<布団>



※白い布に記名し、袋の中央に付けて下さい



①～④の見本→

※子どもの靴（足の健康についての話しより）

- ・入園すると上履きが必要になります。園生活では、靴の生活が大半をしめます。子どもたちの足に合った靴を履かせてあげてください。

《靴選びのポイント》

①甲の高さが調節できること。

足に合わせて甲の高さが調節できる、紐かワンタッチテープのタイプ。どちらも子どもの足に合わせてきちんと締めてあげることが大切。

②つま先は広く、厚みがあること。

子どもは特に足の先で“地面をつかむ”ようにして歩くため、指を自由に動かせる余裕が必要。

③つま先が少し反りあがっていること。

子どもはべた足で歩くので、反りが足りないと蹴り出しにくく、つまづきやすい。

④かかと部をしっかり支えること。

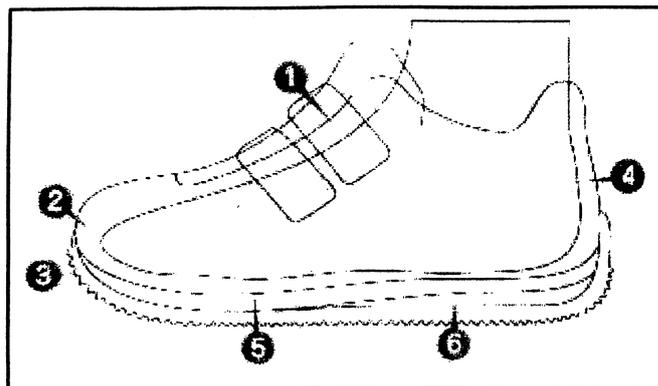
足が靴の中で動かないよう固定することで、安心した歩行ができる。

⑤足が曲がる位置で靴も曲がること。

サイズが大きいと、この位置がずれる。厚すぎて曲がりにくい靴底にも要注意。

⑥適度に弾力のある靴底。

地面からの衝撃を緩衝し、足を守る。厚すぎる靴底は望ましくない。



☆0、1、2歳児の保護者の皆様へ☆

これから保育所での生活が長くなります。おうちの方も仕事等でお忙しいかと思いますが、家庭での子どもさんとの触れ合いを十分に持って頂き、保育所と協力して子どもさんの成長を見守っていきたく思いますので、宜しくお願いします。保育所に慣れるまでは、心身共に疲れると思います。病気になりやすいので、食事や休養に配慮してあげてください。

1 食事について

- ・子どもの顔を見ながら「おいしいね」「これは〇〇だよ」と話しながら楽しく食事をする。
- ・よく噛む事は大切なことなので、軟らかい物に偏るのは避けましょう。固めの物も食べることで、噛む力がつきます。
- ・味付けは濃い味ばかりでなく、薄味の物を心がけましょう。
- ・手づかみでも、食べようとする意欲を大切にします。(0.1歳児)

2 排泄について

- ・オムツは焦らず、子どものペースに合わせて、はずせるようにしていきましょう。
- ・オムツをこまめに替えてあげ、オムツを替えた時には「きれいになったね」と声をかけてあげたり、おしっこやウンチの失敗をした時は叱らず、取り替えると気持ちが良いことを伝えてあげましょう。
- ・トイレトレーニングは春から秋にかけて暖かい時期が良いかと思えます。(2歳児)
- ・トイレでできた時は「たくさん出たね」「上手にできたね」と褒めてあげてください。

3 清潔について

- ・下着はこまめに替えてあげましょう。
新陳代謝が盛んな年齢ですので、入浴・洗髪・爪切りなど清潔面に十分配慮し、気持ち良く過ごせるようにしてあげましょう。

4 着脱について

- ・子どもの体に合った動きやすい服やズボンをはかせてあげましょう。
- ・子どもが自分でやりたい時期には、自分で着脱しやすい服にしてあげ、見守ってあげましょう。
- ・できるところは見守り、できないところは手伝ってあげましょう。少しの意欲が自信につながります。

5 わらべうた・手遊び・絵本のおすすめ

- ・わらべうたや手遊びをして、親子の触れ合いの時間を作りましょう。わらべうたや手遊びは、手をつないだり触れ合ったりすることで、スキンシップがとれます。お母さんの優しい声が心地よいので子どもの顔を見ながら歌ってあげてください。
- ・絵本も親子のコミュニケーションになり、信頼関係が持てます。ゆっくり心を込めて読んであげてください。

《0.1.2 歳児の共通の持ち物》

- ・午睡布団 季節に応じてタオルケットや毛布※白布を付けて名前を大きく記入する。
掛布団（中央）・敷布団（左上）
- ・着替え袋・・・着替え一式、3組分（夏） 2組分（冬）
- ・ビニール袋 常に2～3枚をカバンの中に入れておいて下さい。
- ・箱ティッシュペーパー1箱（無くなったら空箱を持ち帰ります。また持ってきて下さい。）
- ・帽子・・・0.1歳児は自由です。散歩など戸外遊びの時使用するので、園用をひとつ持ってきてください。
※風に飛ばされないよう、ゴムをつけてください。

【毎日持ってくる物】 ※は必要な人のみ

- ・お手ふきタオル
- ・エプロン もも3枚・いちご3枚（様子によってお昼の1枚のみに移行）
- ・ストロー付の水筒（中身はお茶か白湯をお願いします。）
- ※オムツ 1枚ずつ記名をしてください。（園のほうに、多めにストックしておいていただきます。）
- ※オムツ替え用の敷き物（バスタオル半分を2枚、持ち帰ったら翌日持ってきて下さい。）
市販のおむつ替えシートでも可。（あまり大きすぎない物）
- ※おしり拭き（ウエットティッシュ）
- ※ふた付きバケツ（1日分のオムツが入るなるべく小さめの物、名前を大きくふたと本体に書く。）

すべての持ち物に必ず大きくはっきりと記名をお願いします!!

【お願い】

- ・子どもさんの様子を知るために、毎日連絡帳を書いてください。
- ・体調の悪い時は、前日の様子も含めて朝知らせてください。
- ・登降園時の際、お家の方は必ず入室してください。【現在コロナ感染防止のためテラスにて受け渡し】
（0.1歳児は所持品の確認をしてください。2歳児は朝の所持品の整理を子どもさんと一緒にしてあげてください。）
- ・外履きは履きやすい物にしてください。
- ◎衣服・・・子どもの体に合った着脱しやすく、動きやすい物にしてください。
 - ・股の部分をボタンではめはずしするつなぎの服は避けてください。
 - ・ズボンはファスナーではなく、ウエストゴムの物にしてください。
 - ・スカート付きズボン、フード付きの服、紐付きのものは避けてください。

[緊急連絡先] の用紙を持たせますので、記入して初登園日に持ってきてください。

[家庭の調べ] をすべての項目に記入してください。

【慣らし保育について】

親子で保育園の生活を体験し、子どもさんの家庭での様子を教えて頂く期間とし慣らし保育を行います。

1日目 9時～12時頃（子どもがお昼を食べるまで）

2日目 9時～16時頃（保護者の方も給食を食べてもらいます。ご飯のみ持って来てください。）

